

住宅取得補助金チェックリスト（申請者用）

Ⅰ. 補助金該当チェック

以下の該当するチェックリストに進んでください

中古住宅を購入して現在居住している方 → A のチェックリストへ

中古住宅を購入し、解体後新築してお住まいの方

※更地渡して取得された場合は、「住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方」に該当となります。→ B のチェックリストへ

住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方 → B のチェックリストへ

チェックリスト A

チェック	項目
☐	土地建物ともに登記日から起算し、補助金事前申込日において2年を経過していない
☐	パートナー（夫婦等で婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の年齢の合計が80歳以下である。 または、中学生までの子と同居している
☐	現在、当該住宅は本人が所有し、居住している（住民票の異動が完了している）
☐	相続又は贈与による住宅の取得ではない
☐	売買成約物件及びその敷地の従前の所有者と3親等以内の親族（父母、子ども、兄弟姉妹、孫、祖父母、叔父叔母（伯父伯母）、曾祖父母、ひ孫、甥・姪）ではない
☐	市内に他に住宅を所有していない
☐	公共工事に伴う移転補償等による住宅の取得ではない
☐	同一の建物において、国や県で実施する移住・定住の補助金及び市で実施している他の移住・定住の助成金や補助金を受けていない、又は受ける予定はない
☐	補助金の交付を受けてから5年以上継続して定住する予定である
☐	直方市において申請者及び同一世帯の方が市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）を滞納していない
☐	申請者及び同一世帯の方が暴力団員又はこれらと密接な関係ではない
☐	購入した中古住宅は築10年以上経過している
☐	中古住宅の購入金額・住宅跡地・解体費・建設費の合計が計100万円以上である。
☐	申請者及び住宅は過去にこの補助金を受けたことがない。

上記チェック項目に一つでも当てはまらないものがあれば補助金の対象になりません。

チェックリスト B

チェック	項目
☐	土地建物ともに登記日から起算し、補助金事前申込日において2年を経過していない
☐	パートナー（夫婦等で婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の年齢の合計が80歳以下である。 または中学生までの子と同居している
☐	当該住宅及び土地は購入後申請者本人が所有している。
☐	住宅が完成し、現在居住している（住民票の異動が完了している）
☐	相続又は贈与による住宅の取得ではない
☐	売買成約物件及びその敷地の従前の所有者と3親等以内の親族（父母、子ども、兄弟姉妹、孫、祖父母、叔父叔母（伯父伯母）、曾祖父母、ひ孫、甥・姪）ではない
☐	市内に他に住宅を所有していない
☐	公共工事に伴う移転補償等による住宅の取得ではない
☐	同一の建物において、国や県で実施する移住・定住の補助金及び市で実施している他の移住・定住の助成金や補助金を受けていない、又は受ける予定はない
☐	補助金の交付を受けてから5年以上継続して定住する予定である
☐	直方市において申請者及び同一世帯の方が市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）を滞納していない
☐	申請者及び同一世帯の方が暴力団員又はこれらと密接な関係ではない
☐	2000年（平成12年）以降に住宅が存在していた土地である
☐	住宅跡地購入費・建設費の合計が計100万円以上である。
☐	申請者及び住宅は過去にこの補助金を受けたことがない。

上記チェック項目に一つでも当てはまらないものがあれば補助金の対象になりません。

2. 補助金額チェック

AまたはBのチェックリストで対象となった場合、下の表により補助金を計算してください。

	項目	金額	記入欄 (該当する金額を記入)
①	中古住宅を購入し、当該物件に居住している	50万円	
	住宅跡地を購入し、新築して現在居住している		
	中古住宅を購入し、解体後に新築して現在居住している	100万円	
②	市外からの転入である	50万円	
③	空き家バンク登録物件を購入した	5万円	
④	市内事業者により中古住宅を解体した（中古住宅を購入し、解体後新築した方のみ）	5万円	
合計（①+②+③+④）			